令和8年度　中国地方整備局事業評価監視委員会　　審議案件一覧

資料－4

【再評価】

番号	事業区分	事　業　名	事業概要	事業採択年度	事業費〔億円〕 上：全　体 下：R8末まで （進捗率）	前回評価年度	再評価該当要件	事業進捗等の大きな変更の有無（※1）				対応方針（原案）	備　　考
									A	B			
										1	2		
1	道路	一般国道53号　津山南道路	一般国道53号は、岡山県岡山市北区から鳥取県鳥取市までを結ぶ延長約140kmの主要幹線道路である。津山南道路は、岡山県北部に位置し、岡山県美咲町と岡山県津山市を結ぶ延長5.4kmのバイパスであり、地域高規格道路「空港津山道路」の一部を構成するものである。事業目的は、交通安全の確保、災害や交通事故発生時の代替ルートの確保、救命救急活動等の支援、周辺地域の発展を図るものである。	H16	360 （ 38.0% ）	R3	再評価実施後一定期間が経過している事業	有		■		改善継続	重点
2	道路	一般国道183号　鍵掛峠道路	一般国道183号は、広島県広島市から鳥取県米子市までを結ぶ延長約141kmの主要幹線道路である。 鍵掛峠道路は、鳥取県と広島県の県境部に位置し、高規格道路江府三次道路の一部を構成する広島県庄原市西城町高尾と鳥取県日野郡日南町新屋を結ぶ延長12.0kmの道路である。 事業目的は、線形不良の解消のほか、国土強靭化に伴う災害時の代替ルートの確保、救急医療活動の支援、安定的な物流ネットワークの構築等を図るものである。	H17	637 （ 66.0% ）	R6	再評価を実施する必要が生じた事業	有		■		継続	重点
3	道路	一般国道2号　安芸バイパス	一般国道2号は、大阪市から北九州市に至る延長約690kmの主要な幹線道路であり、西日本の大動脈として沿道地域の産業・社会活動や住民の生活に大きな役割を果たす重要な路線である。 安芸バイパスは、国道2号の慢性的な交通混雑の緩和、交通安全の確保、周辺地域との連携強化を図ることを目的とした延長7.7kmの4車線道路である。	H7	680 （ 89.0% ）	R3	再評価実施後一定期間が経過している事業	無				継続	要点
4	河川	皆生海岸直轄海岸保全施設整備事業	皆生海岸は、鳥取県西部に位置する弓ヶ浜半島の美保湾に面する海岸全体の総称であり、東は淀江漁港から日野川河口を含み、西は境港までの約16kmである。 直轄工事区間は、皆生地区～境港地区にかけての延長10.22kmであり、皆生海岸の侵食を防止する目的で、砂浜を保全するための海岸保全施設の整備等を実施する。	S35	298 （ 94.3% ）	R6	再評価を実施する必要が生じた事業	無				継続	要点
5	営繕	広島地方合同庁舎防災棟	入居予定官署が現在使用している庁舎は、耐震・対浸水性能の不足や老朽化等の課題を抱え、業務に支障が生じている。このため、これらを集約し、広島地方合同庁舎敷地において新庁舎（防災棟）への建替を行うものである。併せて、防災等に既存合同庁舎の電気室を集約し、水害時の電力確保を図ることで、合同庁舎全体の防災拠点としての機能強化と、国民の安全・安心の確保を図る。また、本事業は、施設の集約による国有財産の有効活用や、災害時の一時避難機能の確保による地域防災への貢献など、地域のまちづくりにも寄与するものである。	R4	129 （ 0.8% ）	―	事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業	有		■	■	継続	重点

（※1）【事業進捗等に大きな変更がある事業】となる選定要因（判定フローに該当のチェック）
A：事業を巡る社会経済情勢等の変化がある。
B：前回評価からの事業費・事業期間の増加が10%超である。
　1：事業費の増加が10%超
　2：事業期間の増加が10%超

【事後評価】

番号	事業区分	事　業　名	事業概要	事業採択年度	事業完了年度	事業費〔億円〕	備　　考
1	道路	一般国道375号　東広島・呉道路	一般国道375号は、広島県呉市から島根県大田市までを結ぶ延長約191kmの主要幹線道路である。東広島・呉道路は、広島県南部の中央に位置し、呉市阿賀中央5丁目と東広島市高屋町溝口を結ぶ延長32．8kmの高規格幹線道路である。事業目的は、交通混雑の緩和、交通安全の確保を行い、都市間の連携・交流の拡大、広域交通拠点との連絡強化である。	H5	R3	1,698	

資料－４

令和8年度　第1回 中国地方整備局事業評価監視委員会　対象事業位置図

